

第1号議案

令和4年度に実施した事業概要

概況

令和4年度は、新型コロナウイルスのパンデミック（世界的流行）の収束に至らず、また、令和4年2月に始まったロシアのウクライナ侵攻戦争により、民主主義国家と専制主義国家の対立がより鮮明となり、世界の経済や社会に大きな影響を与えた年であった。特に、エネルギー供給の不安定により燃油が高騰し、様々な産業に多大な影響を与えた年でもあった。遠洋漁船にとっても、燃油高騰は漁業経営に大きなダメージを与えた。

環境保護団体等の漁船漁業に対する様々な活動の中で、懸念されていた案件の一つであった BBNJ（国家管轄外海域での海洋生態系等の保全・持続利用）に関する国際条約は、令和5年3月に国連本部（米国・ニューヨーク）で開催された関係国間会議でテキスト案が合意され、既存 RFMO（地域国際漁業管理機関）の権限に影響を与えることがなくなった。

コロナ禍やウクライナ侵略戦争により、燃油の価格が未曾有の高値圏となり、また、資機材なども高騰し漁業経営を圧迫したが、関係団体と遠洋漁船に対する支援策を取りまとめ、積立ぷらすなどの財政支援を受けた。また、自民党遠洋漁業振興検討プロジェクトチーム（遠洋漁業 PT）では、諸課題が取り纏められ、水産庁の協力により実現が図られた。残された課題については、引き続きその実現に向けた活動を行った。

海外から直接他国に輸出する漁獲物については、水産庁による漁獲物の衛生証明書発行には一定の目途が立ったが、現在も中国など関係国と協議中であり、新たな魚種登録や新たな施設登録も含め、未だ課題の解決には至っていない。

遠洋トロール漁業等は、公海漁場等におけるわが国の水産物の生産手段の重要な役割と使命を担っている。当協会は、遠洋トロール漁業等の存続と再生に不可欠な魅力ある漁場の確保、維持、開発を中心事業として実施した。漁船漁業再構築のため各種委員会などに積極的に参加し、遠洋トロール漁業等の存続と再生に必要な制度改正や規制緩和について、関係団体と歩調を合わせ国会議員や関係省庁等への働きかけを行った。

水産資源以外の生物種の保護やその生息環境の保護を求める環境保護活動は特に海外で年々強まっている。当協会は（一社）大日本水産会と共に、3年振りにローマで開催された ICFA（国際水産団体連合）の会合に参加し、水産資

源の利用確保手段としての漁船漁業の活動の必要性を訴え、その理解を深めるため、遠洋トロール漁業等存在意義に関する決議案が採択された。

なお、NZ 水域で長年操業していた合弁トロール船の老朽化に伴い、海外漁業協力財団の融資を受けて代船建造することが決定した。わが国最後のすり身漁船の新船建造であるが、国内の造船所で建造できず、やむなく外国の造船所で建造することとなった。

I. 国際対策事業

令和4年度(2022年度)は、新型コロナウイルスの感染拡大(以下、「コロナ禍」)は下火となり、二国間、多国間の国際会議等で対面による会議が開催されはじめ、ウェブ会議とのハイブリッド開催などが模索された。当協会も代表団として参加し、割当確保、操業規制の緩和、漁業協力の実施に努め、遠洋漁業の経営環境の改善と遠洋トロール漁業、底はえ縄漁業、カニカゴ漁業、底刺し網漁業の維持存続に努めた。

各水域別の事業報告は次の通り。

1. 北方水域関係

(1) NPFC (北太平洋漁業委員会)

①本条約は2015年に正式に発効し、現在の加盟国及び地域は、日本、カナダ、ロシア、中国、韓国、台湾、米国、バヌアツ、EUの9カ国である。

2022年はVME・底魚科学小委会、第6回科学委員会が12月にウェブで、第7回年次会合も2023年3月に対面(札幌)とウェブのハイブリッドで開催された。米国、カナダ、環境保護団体が2021年の科学委員会に、2013年以来の不漁とVMEの保護を理由に天皇海山でのモラトリウム提案を持ち出し、2023年の年次会合にも再度提案する動きを見せていたが、結局提案は提出されなかった。2021年に開始したVME保護目的の光孝海山北西、コラハン海山北東部の限定的2か所での着底トロール操業の禁止についての実効性の確保、一部VME指標種の改訂などが議論された。

②天皇海山における2022年(暦年)の操業は、遠洋底びき網漁船1隻、遠洋底刺し網漁船1隻の操業で、主対象魚種であるクサカリツボダイは34トン、キンメダイ1,097トン、全体で1,896トンと、2012年の豊漁から10年連続で水揚げ量が低迷した。現在実施中の天皇海山における資源管理措置の効果が待たれる結果となっている。

(2) ベーリング公海条約

2022年11月14日から11月25日まで第27回ベーリング公海条約年次会議が電子メールを利用した「バーチャル会合」で開催された。同海域では1993年からモラトリウムが継続されている。米国、ロシアは沿岸国としての調査結果を説明、日本からはサケ調査によるスケソウダラ混獲の調査結果などを発表した。今回も、漁獲可能水準（AHL）はゼロとされ、2023年も引き続きモラトリウムを継続することになった。

2. 南方水域関係

(1) NAFO（北北大西洋漁業機関）

9月19日から23日にかけて3年ぶりに対面（ポルトガル・ポルト）による年次会合が開催され、2023年漁期の日本の漁獲枠としてカラスガレイは前年比54トン減の1,151トン、アカウオは総管理枠の内、日本枠は前年同の550トンが決定された。また、エビの漁獲は2023年も禁漁となったが、国別割当配分を導入する方向で議論すること、イカ操業を実現するための仕組みの導入について次回の年次会議に向けて議論を進めていくことが確認された。

なお、2022年は遠洋底びき網漁船1隻がカラスガレイ中心に操業を行った。

(2) CCAMLR（南極生物保存条約）

メロ対象の底はえ縄操業は、新造漁船1隻の操業となった。年次会合・科学委員会は2022年10-11月に3年ぶりに対面（豪州・ホバート）とwebのハイブリッドで開催され、調査操業や開発漁業について議論が行われた。ウクライナ情勢を踏まえ、会議では多くの議題で欧米各国とロシアが対立する場面が続いた。日本が漁獲対象としている海区のメロのTACはFSA、SCでの議論を踏まえ、資源評価を反映したトン数が設定され、結果としては全体の枠は若干減少した。また、オキアミについて漁獲数量の変更については議論が持ち越された。

(3) ニューージーランド水域

コロナ禍の下で日本人船員等の一時帰国等に影響を与えたもののNZにおける合弁事業（1隻）は、2022年も継続的な操業を行うことが出来た。この合弁事業で操業しているわが国最後のすり身漁船が代船期を迎え、トロール事業継続と技術継承等のため、国内造船所での建造を模索したが実現せず、他国で新船を建造することとなった。

(4) SEAFO（南東大西洋漁業管理機関）

11月30日から12月1日にかけて3年ぶりに対面による年次会議が開催（ナミビア・スワコプムント）され、現行のわが国割当量であるメロ261トン、マルズワイガニ362トンが2024年まで基本的に継続することが決定、また、漁

具が海洋流出した際の通報規則が定められた。なお、2022年は、遠洋底はえ縄漁船（1隻）、カニかご漁船（1隻）が操業を行った。

(5) SIOFA（南インド洋漁業委員会）

7月4日から8日にかけて対面による年次会合が開催（仏領レユニオン・セントポール）され、底魚漁業の既存漁場図（フットプリント）が暫定的に承認された。なお、2022年は、遠洋底引き網漁船（1隻）、遠洋底はえ縄漁船（1隻）が操業を行った。

3. その他遠洋底魚漁業や漁場開発等のための取組

(1) ICFA（国際水産団体連合）

遠洋トロール漁業等の操業への支障が生じないように反漁業活動の阻止すべく国内外の関係団体やFAOと連携して活動してきた国際水産連合（ICFA）総会は2022年9月にイタリア・ローマで開催され「持続可能な底魚トロール漁業に関する決議」やBBNJに対する活動方針が採択された。

(2) BBNJ条約（国家管轄権外区域の海洋生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する条約）

BBNJに関する政府間会合は、2018年より開催され、2023年3月に合意した。当協会が政府等に強く働きかけてきた①保全と持続的利用のバランスの取れた新条約とすべき、②条約が既存の漁業管理機関（RFMO）の機能及び権限を損なうべきではない、が反映された。

(3) 国連底魚漁業ワークショップ

2022年8月2～3日にニューヨーク国連本部で開催された。本ワークショップは6年ぶりの開催であり、世界的に底魚漁業管理と脆弱な海洋生態系保全（VME）の取組が進捗していることが評価される一方、予防的なアプローチの確実な適用等が求められることになった。次回は2026年に再協議が行われる。

II. その他関係事業

(1) 全国水産物輸入対策協議会

輸対協の会員団体として他業界と共同歩調をとってTPP、EPA、WTO等の諸問題に対応すべく積極的に参加した。

(2) 漁船マルシップ制度

従来通り本年度も会員各社と連絡を密にして、マルシップ管理委員会に出席し、漁船漁業の円滑な遂行を図った。また、漁業法の改正にともない漁業許可

種類が整理されたことにあわせ、引き続きマルシップ制度、および、船員法 20 条特例による配乗が利用可能となるよう、全日本海員組合、各漁業団体、水産庁、国土交通省などに働きかけを行った。

(3) エコラベルへの取り組み

(一社) 大日本水産会を事務局として新たな法人として立ち上げられた「(一社) マリン・エコ・ラベル・ジャパン協議会 (MEL ジャパン)」について積極的な関与・協力を行った。

(4) セーフティネット事業制度

燃油価格の高騰に対するリスクヘッジとして漁業者と国とで基金を作り、燃油の基準価格を超えた場合に超過部分について補填する事業について、円滑な手続きの実施に努めた。2022 年度は前年からの燃油価格の高騰が続き、すべての四半期で補填が発動され、積立金を使い切った。業界を挙げて積み立ての積み増しを訴え、これが実現した。

(5) 資源管理計画・資源管理協定 (漁業所得補償対策)

会員各船が資源管理計画を策定・実施することを条件に漁業者の収入が減少した場合、国と漁業者が拠出した積立金によって補てんする「積立ふらす」の加入・運用につき、関係漁業者への指導・支援を行った。

また、改正漁業法による資源管理基本方針に基づき 2023 年度末までに現行資源管理計画に代わる取組が求められることとなり、当協会は国が認定する資源管理協定締結を目指すことを表明した。

(6) 輸入割当管理

当協会会員等の貿易事業の円滑な実施のため適切に輸入割当を管理し、必要な負担金の徴収を通じて協会の健全な運営を図った。

(7) 秩序ある水産物の貿易 (IUU 漁業の抑止関係)

2022 年 12 月に施行された水産流通適正化法に基づき、イカ、サンマ、サバ、マイワシを輸入する際に必要となる外国政府発行の適正採捕証明書 (IUU 漁業の抑止) 等について、制度・運用の説明及び官民協力による円滑な実施に関し、水産庁と会員による 3 回の意見交換会を行った。

(8) 海務・労務特別委員会関係

漁船の運航に係わる制度等を検討する (一社) 大日本水産会内の海務労務専門委員会と協力し、IMO (国際海事機関) 関係の SOLAS 条約、MARPOL 条約、ケープタウン条約、STCW-F の発効、ポーラーコードの策定過程に対して情報収集を行った。また、20 条特例の維持に向けた活動を行った。

(9) 自由民主党水産総合調査会 遠洋漁業振興検討プロジェクトチーム (PT)

2020年に立ち上げられた本PTが作成した課題(経営対策、代船建造問題、操業機会の確保等)について、その後の進捗状況を関係者で議論し、取り組み状況が遅れている課題の実現に向けた活動を行うことになった。

(10) オキアミ操業再開プロジェクト

オキアミ操業再開プロジェクトについては、ロシアのウクライナ侵攻を契機に食料安全保障問題や養殖用餌料問題と関連付けて検討することの必要性について、国内関係者等との情報共有や勉強会を続けた。また、農林水産省委託調査事業によるオキアミ事業調査が公表された。公表資料では、養殖魚餌料及び加工品(機能食品)としての市場は更に拡大する可能性がある等必要に応じ産官学の協力を進めていくという結論になっている。

(11) 北太平洋公海域等におけるサバ・イワシ等漁獲開始の検討

北太平洋公海域で、外国漁船が大量にサバ、イワシ等を漁獲している現状において、わが国大型トロール漁船による同公海操業の取組につき、水産庁及び関係者と意見交換を開始した。また、将来的にわが国 EEZ 内外についても大型トロール漁船による操業が可能となるように、改正漁業法に基づく「新たな資源管理の推進に向けたロードマップ」の実施に向けた IQ 管理の導入や資源管理協定に関する情報の入手、関係者との意見交換を行った。

(12) その他

上記のほか国際漁場におけるトロール漁業及びその他底魚漁業の維持発展に向けて各方面に働きかけ、当協会員に対しては、関係省庁・関係団体等の関連情報を提供し、本会会務の円滑な運営を図った。